

☆減額認定証の更新は8月1日です

現在お持ちの認定証の有効期限は7月31日(月)です。すでに交付されていて、平成29年度も世帯全員が市民税非課税の方には、新しい減額認定証を7月下旬に郵送します。改めて申請する必要はありません。

【特定疾病の治療の負担軽減】

次の特定疾病の高度治療を長期間継続して受ける必要がある方は、申請して認定されると「特定疾病療養受療証」が交付されます。適用は原則、申請月の1日からとなります。
この受療証を医療機関に提示すると、

特定疾病の自己負担限度額が1つの医療機関につき、月額1万円となります。

☆対象となる特定疾病

- 人工透析が必要な慢性腎不全
- 先天性血液凝固因子障害の一部(血友病)
- 血液凝固因子製剤の投与に起因する

(血液製剤による) HIV感染症

申請の際は、本人確認書類・マイナンバー(個人番号)の提示(郵送申請の場合は写しを添付)が必要となります。

保険料決定通知書を送付します

東京都後期高齢者医療広域連合では、7月中旬に、被保険者へ平成28年中の所得金額(*)に基づき決定された後期高齢者医療保険料の決定通知書などを送付します。

なお、保険料の算定基礎となる保険料率は平成28年度と同率です。納付方法により送付物が異なります。通知を確認してください。

均等割額	被保険者1人あたり 42,400円
+	所得割額
	所得金額(*) ×9.07%
	年間保険料額
	100円未満切捨て 上限額57万円

(*)所得金額:前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から基礎控除額33万円を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除対象外)

保険料の軽減について

所得に応じて保険料が軽減される場合があります。軽減には確定申告などの所得の申告が必要です。

4月の年金から保険料が引き落とされている方

決定通知書のみ送付します。10・12月・平成30年2月の引落とし額は、今回の決定額から「4・6・8月に年金から引き落としした額の合計」を差し引いた額となります。

平成28年度の保険料を納付したが、平成29年4月の年金から保険料が引き落とされていない方

決定通知書と第1期から第8期までの納付書を送付します。

第1期から第3期までの納付書のみが同封されている方は、10月の年金か

ら保険料を引き落とす予定です。平成28年度に口座振替で納付している方や口座振替の申込みを済ませた方には、納付書は送付しません。

平成29年4月2日以降に75歳の誕生日を迎え、後期高齢者医療制度に加入した方や転入した方

第1期から第8期までの納付書を送付します。なお、平成30年4月以降の保険料は、年金から引き落とす予定です。

税金の申告をしていない方

均等割額のみを通知し、平成28年中の所得額がわかり次第、変更通知書を送付します。

※年度途中に平成28年中の所得額の変更や転出などの異動があった場合は、その都度、保険料額の変更通知書を送付します。

納付には便利な口座振替の利用を

口座振替を利用すると、納付の手間がなく便利です。切替手続をする場合は、通知書に同封する口座振替依頼書に記入し、金融機関へ提出してください。年金から引き落とされている方も、口座振替へ変更することができます。この場合、金融機関での申込みのほかに、市役所での手続きが必要です。※今まで国民健康保険税の納付に口座振替を利用していた方も、保険制度が異なるため、新たに手続きが必要です。詳しくは、問い合わせてください。

介護保険料額決定通知書・納入通知書を送付します

65歳以上の方(第1号被保険者)へ、平成29年度介護保険料額決定通知書・納入通知書を送付します。介護保険料は、3年ごとに各市区町村の介護サービスの供給量などを判断し決定します。

皆さんから納めていただく保険料は、介護保険を支える大切な財源になります。

◆65歳以上の方(第1号被保険者)

保険料の決定

前年の合計所得金額(*)などに応じた負担になるよう13段階に区分されます。

(*)合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※長期譲渡所得または短期譲渡所得にかかる特別控除の適用がある方は、保険料の一部が減免される場合があります。詳しくは、担当まで問い合わせてください。

保険料の納め方

保険料の納め方は、特別徴収と普通徴収があります。

特別徴収：年金からの引き落とし

原則、保険料(年額)は、年金支払月の6回に分けて引き落としとなります。

なお、前年所得確定前の4・6・8月は「仮徴収(暫定賦課)」として前年度2月分と同額を、10・12・2月は「本徴収」として決定した保険料額を納めていただきます。そのため、納期ごとに金額が変わる場合があります。

対象 年金が年額18万円以上の方

※対象となる年金は、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金です。

■8月の特別徴収額が変更になる場合があります

年度途中で保険料に変更が生じたり、前年と翌年の保険料額が大きく変わった方、1年間の保険料が前半(仮徴収)と後半(本徴収)で偏ってしまっている場合があります。

そこで、前半と後半の保険料額に大きな差が出る方を対象に、1年間を通じて保険料額ができるだけ均等になるよう、8月分の仮徴収額を変更し、調整(平準化)する場合があります。

なお、8月分の特別徴収額が平準化により変更となっても、保険料の総額は変わりません。

普通徴収：納付書や口座振替での納付

対象 年金が年額18万円未満の方、特別徴収の対象となる年金を受給していない方

※特別徴収の条件を満たしている方でも、次の方は普通徴収となります。

- 年度の途中で65歳になった方
- 年度の途中で年金の受給が始まった方
- 年度の途中でほかの市区町村から転入してきた方
- 年金が一時差し止めとなった方
- 年金担保貸付金を返済中で年金の支払いがなくなった方

◆40～64歳の方(第2号被保険者)

保険料の決定・納め方

国民健康保険や企業の健康保険など、加入している医療保険によって保険料の決め方や納め方が異なる

りますが、医療保険分と介護保険分を併せて納めていただきます。

◎サービスの利用はまず相談から

「介護が必要な？」と思ったら、地域包括支援センターや高齢福祉介護課に相談してください。

◎保険料を納めない？

特別な事情がなく介護保険料の滞納が続くと、滞納処分の対象となり、介護サービス利用時に、未納期間に応じて保険給付に制限が加えられます。

○1年間滞納した場合：介護サービスの費用がいったん全額利用者負担となります。

○1年6か月間滞納した場合：保険給付が一時差し止められます。それでも滞納が続く場合は、差し止めた保険給付額から滞納保険料を控除します。

○2年間以上滞納した場合：利用者負担を1割または2割から3割に引き上げ、高額介護サービス費などの支給が停止となります。

※保険料が納められない場合は、納付相談を利用してください。

※火災や風水害などで、家財に著しい損害を受けた場合などは、保険料の納付を猶予または減免する制度があります。

問合せ 介護保険の制度・保険料：高齢福祉介護課
 介護係(☎144)／介護サービスなどの相談：高齢福祉介護課地域包括支援センター係(☎196)／要介護認定：高齢福祉介護課介護認定係(☎146)／納付・口座振替：納税課納税担当(☎179)